

第3期福生市バリアフリー推進計画進捗状況調査一覧

第3期福生市バリアフリー推進計画<15～19頁>

1 道路

○歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	歩道の整備	施設	歩道確保が可能な幅員の道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、高齢者や障害のある人等が支障なく利用できる歩道づくりを進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、歩道の整備が必要な道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、歩道づくりを進めます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
2	簡易な歩道がある道路の整備	施設	簡易な歩道がある準幹線道路のマウンドアップ歩道については、路面排水や歩道が片側のみにあるかまたは両側にあるかなどの状況、ガードレールの設置状況、自動車交通量などを考慮し、可能な限り平坦な歩道づくりに努め、道路の状況に応じた歩道の高さについては、一定の基準を設けることにより、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、簡易な歩道については「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、マウンドアップ歩道をセミフラット歩道に改修するなど、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
3	幅員の狭い生活道路の整備	施設	歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等が安全で円滑に通行できるよう、車両速度の抑制や、歩行者の安全対策としてイメージランプや注意喚起などの路面標示、外側線の内側を彩色し歩行空間をはっきりと明示することなど、段差や支障物をできるだけ設置しない方向での整備を進めます。安全対策としての防護柵、カーブミラー、安全標識等の設置は車いす利用者の通行も考慮しその設置に注意を払います。	福生市狭あい道路整備要綱に基づき、拡幅整備を進めます。歩行者の安全対策として、路面標示、外側線の整備等に取り組みます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
4	バス停留所の整備	施設	高齢者や障害のある人、ベビーカー利用者等のバスの乗り降りには、十分なスペースの確保と整備が必要であり、ノンステップバスやリフト付きバス等の車両の導入が進められているため、バス停留所のバリアフリー化を推進します。なお、歩道幅員が不十分な道路や歩道がない道路のバス停留所については、現況に応じて対応可能なバリアフリー化に努めます。	道路整備計画の策定に取り組み、歩道の改良にあわせてバス停留所のバリアフリー化を進めます。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<15～19頁>

1 道路

○歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
5	休憩スポット、ベンチ等の整備	施設	高齢者や障害のある人にとって、長い距離を歩くことには困難が伴うため、沿道に公園などが無い市の幹線道路には、休憩スポット、ベンチ等の設置を配慮します。	道路整備計画の策定に取り組み、市道整備の際に、道路用地にゆとりのある場合は、休憩スポット、ベンチ等の設置について検討します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
6	バリアフリー対応型信号機の整備	施設	高齢者や障害のある人等が道路を横断するには危険を伴うため、音声式信号機や色弱者にとって色の識別がしやすい信号機の設置、車いす利用者や児童が利用しやすい押しボタン式信号機の設置、押しボタンを押すことができない障害のある人等のための交通弱者用信号機設置を東京都に要望していきます。	「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、対象となる横断歩道の指定等の計画策定を進め、設置に向けて福生警察署に要望していきます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
7	道路標識等案内表示の設置	施設	道路標識等案内表示については、歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
8	事前確認の徹底	施策	道路の新設、改修等の設計、道路占用許可などにあたっては、歩行者、車いす利用者にとって移動しやすい道路になるかどうかを事前に確認したうえで、整備に着手するようにします。このため、整備前の確認を行うための確認表(チェックリスト)を作成します。	道路の新設、改修等の設計、道路占用許可などにあたっては、歩行者、車いす利用者にとって移動しやすい道路になるかどうかを事前に確認したうえで、整備に着手します。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
9	道路占有者、市民への啓発	施策	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19頁>

1 道路

○区域等を定めた道路づくり

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	福生駅を中心とする区域の整備	施策	東西の駅前広場の整備や駅周辺の一体的な面的整備、保健センターに至るまでの富士見通りの整備を進めます。また、西口から福生中央体育館までの経路や周辺の生活道路については、中福生公園付近の歩道改良を東京都に要望します。	東京都が施工する西口の都道166瑞穂・あきる野八王子線の整備については、整備方法等について東京都建設局西多摩建設事務所と協議を行います。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
2	牛浜駅を中心とする区域の整備	施策	市民会館、中央図書館など公共施設への経路や周辺の生活道路について、歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
3	拝島駅を中心とする区域の整備	施策	拝島駅への経路となる主要な市道のバリアフリー等を図っていきます。なお、それらの道路の中には、幅員の関係で整備が困難なものもありますが、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	水道工事等の施工に合わせ、路面改修等を行います。また、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
4	熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備	施策	駅舎の改良等は具体的な計画が未定であるため、周辺の道路状況を調査し、必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	東福生駅付近の市道幹線Ⅱ-2号線の改良工事を行い、歩道のバリアフリー化を行います。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19頁>

1 道路

○市民参加による道路のバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	看板、商品その他物品の撤去	施策	道路上に看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。	道路上の視覚障害者誘導用ブロックに、看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
2	放置自転車等の根絶	施策	道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようPRします。特に福生駅周辺は、銀行や商店などへの来客の自転車と放置自転車等との区別がつかない場合もあり、事業者の協力を得ながら、駐輪マナーの徹底、放置自転車等の根絶に努めています。	【安全安心まちづくり課】放置自転車への指導、撤去及び保管について、シルバー人材センターに委託します。 【道路下水道課】道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないよう広報・ホームページ等でPRします。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	安全安心まちづくり課 道路下水道課
					A(実施率90%以上)	継続				
3	自動車の駐車、停車及び運転マナー	施策	歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、福生警察署並びに交通安全推進委員会、その他関係機関と連携・協力し、PRに努めています。	【安全安心まちづくり課】春・秋の交通安全運動などを交通安全推進委員会や関係機関と共に実施します。また、交通安全運動期間中は推進委員が主要な交差点において立哨を実施し、自動車の運転マナー向上に係るPRを図ります。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	安全安心まちづくり課 道路下水道課
4	樹木、植栽等の剪定	施策	樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	視覚障害者誘導用ブロックを害しないように、樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<15~19頁>

1 道路

○その他

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	幹線道路のバリアフリー整備	施策	連続性のあるバリアフリールートを確認するためには、市内の幹線道路のバリアフリー整備が重要であるため、市道幹線について、道路の状況に応じ、順次バリアフリー化を図ります。	道路整備計画の策定に取り組み、道路整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、バリアフリー化を図ります。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
2	国道及び都道のバリアフリー整備を要請	施策	国道及び都道については、整備状況、今後の整備計画等を把握のうえ、必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
3	道路整備計画の策定	施策	道路のバリアフリー整備を進めるにあたっては、現在の道路の状況を把握したうえ、緊急度、優先度を検討し、「道路整備計画」を作成します。 また、整備に関する財源を確保するため、可能な限り、国や都の各種補助金、交付金を活用した整備に努めます。	道路整備計画策定に向け、内部検討会議を行います。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課

第3期福生市バリアフリー推進計画<20・21頁>

2 駅

○駅の整備の推進

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	福生駅等の整備	施設	福生駅は、市の中心の駅であり、市の顔とも言えることから、西口周辺開発など駅周辺の整備に合わせさらに整備を進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、道路整備の際には、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、バリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。今年度は、ペDESTリアンデッキ改良の設計を行い、次年度はペDESTリアンデッキの改良整備を行います。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
2	牛浜駅の整備	施設	市民会館や福生野球場、中央図書館などの市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	道路整備計画の策定に取り組み、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
3	東福生駅の整備	施設	エレベーターの設置などバリアフリー化に向けて検討を行います。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等に参加し、協議会等を通じて要請・要望を行っていく。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	まちづくり計画課
					JR八王子支社とエレベーターの設置などについて協議した。					
4	熊川駅の整備	施設	必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等に参加し、協議会等を通じて要請・要望を行っていく。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	まちづくり計画課

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<20・21頁>

2 駅

○駅の整備の推進

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
5	鉄道事業者への要望、要請	施策	駅のバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者への継続した要望、要請に努めていきます。	JR各路線の沿線市町村で構成する協議会等に参加し、協議会等を通じて要請・要望を行っていく。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	まちづくり計画課
6	バリアフリー法に基づく基本構想の作成	施策	駅周辺の一体的な市街地開発事業を計画する場合などにおいては、バリアフリー法に基づく「基本構想」を作成し、駅及び周辺道路、広場等の重点的なバリアフリー等を推進します。	福生駅西口において、地権者を中心に駅前再開発の気運が高まっているが、当該案件については生活環境部が福生市商工会を通じて間接的に支援を行っていく。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	まちづくり計画課

第3期福生市バリアフリー推進計画<25・26頁>

3 市の建築物

○主な整備方策

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	敷地内通路の整備	施設	高齢者や障害のある人が道路から建物の入り口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				
2	障害者用駐車スペース等の確保	施設	建物入り口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				
3	段差の解消及び手すりの設置	施設	建物入り口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				
4	トイレの整備	施設	施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、「だれでもトイレ」を設置します。また、利用者が分かりやすいように、「だれでもトイレ」の表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。なお、一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置き式のもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事 中央体育館便所改良工事 (和式から洋式へ変更)	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事 福東テニスコート女子便所改良工事(和式から洋式へ変更) 市営競技場便所改良工事(和式から洋式へ変更)				
5	標示・誘導の改善	施設	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<25・26頁>

3 市の建築物

○主な整備方策

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
6	出入り口(主要な出入り口)の整備	施設	現在手動式となっている施設の主要な出入り口については、順次、自動ドアを設置します。また、その他の出入り口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				
7	エレベーターの整備	施設	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事 第二市営住宅A棟エレベーター設置工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				
8	観覧席・客席の整備	施設	観覧席・客席については、出入り口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者や障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。	スペース確保の検討を行うとともに、イベント開催時などに区画を設けて、観戦がスムーズに行えるよう努める。 また、集団補聴設備設置のための研究等行う。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
9	子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	施設	乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事設計委託 防災食育センター整備工事	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
						もくせい会館建設工事 新扶桑会館整備工事				

第3期福生市バリアフリー推進計画<25・26頁>

3 市の建築物

○体育施設の整備施策

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	敷地内通路のバリアフリー	施設	高齢者や障害のある人等の施設利用、観戦・見学等に配慮し、敷地内通路のバリアフリー化を図ります。	バリアフリー化について検討を行うとともに、人的な介助等、既存の状況でも対応するよう努める。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	スポーツ推進課
2	観戦スペースの確保	施設	車いす利用者専用の観戦スペースを確保します。	スペース確保の検討を行うとともに、イベント開催時などに区画を設けて、観戦がスムーズに行えるよう努める。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	スポーツ推進課
3	だれでもトイレの整備	施設	全体育施設において、だれでもトイレを整備していきます。	整備の検討を行うとともに、近隣公共施設を案内するなど、既存の状況においても、人的な介助等による対応を行う。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	スポーツ推進課
4	シャワー室の整備	施設	今後の施設の改修計画に合わせ、だれでも使用できるシャワー室の設置に努めます。	施設改修の可能性を模索するとともに、シャワー室の設置についても検討する。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	スポーツ推進課

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<27頁>

4 都市公園

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	出入り口や園路の整備	施設	出入り口や園路については、だれもが円滑に移動できるよう、段差の解消を図るとともに、スロープ(傾斜路)や手すり、わかりやすい案内表示の整備に努めていきます。	公園の整備及び改修時には、東京都福祉のまちづくり条例の基準に適合するよう、整備を進めていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
2	遊具の整備	施設	公園の遊具については、だれもが使えるよう、ユニバーサルデザインのものを採用し、整備に努めていきます。	健康遊具において、ユニバーサルデザインのピクトサイン(説明板)を採用し、整備を進めていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
3	トイレの整備	施設	「だれでもトイレ」を設置するなど、高齢者や障害のある人、乳幼児を連れてきた人の利用に支障がないトイレの整備に努めていきます。	【環境課】ユニバーサルデザイン以外の公衆便所については、誰もが支障がなく利用できるよう、改修時の際などに整備に努めていく。 【施設公園課】現在のユニバーサルデザイン以外のトイレについては、誰でも支障なく利用できるようトイレの更新時等の際に整備に努めていく。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	環境課 施設公園課
						改修等計画と併せて、誰もが支障なく利用できるトイレの整備についても継続して検討。				
					A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
4	障害者用駐車スペースの確保	施設	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保します。	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保していく。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	施設公園課

第3期福生市バリアフリー推進計画<27頁>

4 都市公園

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
5	憩いの場の整備	施設	公園が市民にとって快適でうるおいのある憩いの場となり、だれもが支障なく利用できるよう、施設の整備に努めていきます。	公園パトロール等により、点検を実施し、施設の補修、樹木の管理等を適切に行い、市民に憩いの場を提供していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
6	「公園ボランティア制度」の実施	施設	「公園ボランティア制度」を広く市民に周知し、地域住民に清掃等の管理を依頼することにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていきます。	「公園ボランティア制度」を広く市民に周知し、多くの地域住民に公園の維持管理に参加していただくことにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課
7	「公園・緑地整備計画」の策定	施設	公園・緑地75か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。	公園のあるべき姿や課題を抽出し、バリアフリーの視点に立った維持管理方針の策定に向け、検討していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	施設公園課

第3期福生市バリアフリー推進計画<28頁>

5 学校教育

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	人権教育の推進	心	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	全校において、東京都教育委員会「人権教育プログラム」を活用し、人権教育全体計画及び年間指導計画に基づき、児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	教育指導課
2	特別支援教育の推進体制の整備 ※平成28年度に項目修正	施策	福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。 ※平成28年度に内容修正	言語障害通級指導学級(ことばの学級)を新たに開設するとともに、平成29年度に自閉症・情緒障害特別支援学級と小学校全校に特別支援教室を開設するための準備を推進する。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	教育支援課
3	学校施設のバリアフリー化の推進	施設	学校施設については、「学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月)」や関係省庁の施設補助事業を考慮しながら、施設のバリアフリー化に努めていきます。	平成29年度に予定している第一中学校新校舎便所改良工事において、誰でもトイレを設置に向けた準備を行う。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	教育総務課

第3期福生市バリアフリー推進計画<30頁>

6 生涯学習

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	生涯学習環境 のバリアフリー 推進	心	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習環境のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。	【生涯学習推進課】成人式における手話通訳者の手配や「ふっさ輝きフェスティバル」、「軽スポーツ&とん汁会」(青少年育成地区委員長会主催)、子ども議会等における会場の選定において、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	生涯学習推進課 公民館
				【公民館】必要に応じて、行事等に手話通訳者を配置します。	A(実施率90%以上)	継続				
2	高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	施策	市が実施しているスポーツ教室やレクリエーション事業、パソコン教室などをはじめとする教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、だれもが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	【公民館】公民館各館で寿生きがいひろば事業を実施するとともに、その成果の発表の場として人生うたい語りのつどいを実施します。青年学級にじのはらっぱ1コースを実施します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	生涯学習推進課 公民館
				寿生きがいひろば5コース35回、人生うたい語りのつどい1回を実施しました。青年学級にじのはらっぱ1コース19回を実施しました。						

第3期福生市バリアフリー推進計画<30頁>

6 生涯学習

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
3	「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の普及	施策	ア 学習講座の開催 「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」を普及させるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の定期的な開催等に努めます。 イ ポスターの作成、掲示等 ポスターの作成、掲示等により、市民へ「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」という言葉や内容をPRし、バリアフリー等についての啓発に努めていきます。 ウ ホームページへの掲載 本計画の内容を市のホームページに掲載し、その中で「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」をPRします。	ア 学習講座の開催 【公民館】福祉関連講座を継続的に実施します。 イ ポスターの作成、掲示等 【公民館】青年学級にじのはらっぱのボランティア募集ポスターを作成・掲示し、PRや啓発を行います。 ウ ホームページへの掲載	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	生涯学習推進課 公民館
					ア 地域福祉講座1コース3回、障害者差別解消法講座1コース1回を実施しました。 イ 青年学級にじのはらっぱボランティア募集のポスターを掲示し、PRや啓発を行いました。					
4	ボランティア活動の推進	施策	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」へ通じる市民の心を育てていきます。	【公民館】青年学級にじのはらっぱに係るボランティア・スタッフの研修等を実施します。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	生涯学習推進課 公民館
					各回の終了後、情報交換や研修を実施しました。					
5	高齢者や障害のある人との交流の促進	施策	保育所や幼稚園に通う幼児期のころから地域の老人クラブや高齢者施設、障害者施設、地域の団体、グループ等の高齢者や障害のある人との交流を奨励していきます。	【公民館】青年学級にじのはらっぱでの障がい者とボランティアとの交流はもとより、活動を地域に展開し、幅広い市民との交流を通して、ともに生きる地域社会実現の一助とします。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	生涯学習推進課 公民館
					福生七夕まつり民踊パレード等に参加し、障害者への理解を深め、積極的に地域の活動に関わり交流を深めました。					

第3期福生市バリアフリー推進計画<31・32頁>

7 市民参加

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	市民への普及・啓発	心 情報 施策	市民への「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への「思いやり」意識を高め、ハード・ソフトの両面から「まち」のバリアフリー化を推進します。	【議会事務局】視覚障害者(1・2級)の方へ市議会だより音訳CDのお届けや専用再生機について、市議会だより発行ごとに明記してお知らせしていく。 補聴器を使用する方に、議場に磁気ループを導入している旨も明記してお知らせしていく。 また、高齢者や子育てなどで傍聴に出かけることができない方も、自宅のパソコンで本会議の様子をご覧になれるインターネット議会中継についても明記してお知らせしていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課
				【総合窓口課】職員が「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」についての共通認識を持ち、バリアフリー対応を推進します。	A(実施率90%以上)	継続				
				【社会福祉課】広報、ホームページの活用及びポスターの掲示等を通じて、バリアフリーの推進の御協力いただけるよう周知を行っていきます。	B(実施率50~90%)	継続				
				【子ども育成課】児童館等で市民への「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の普及・啓発を図っていく。	A(実施率90%以上)	継続				

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<31・32頁>

7 市民参加

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
2	近隣の高齢者 や障害のある 人等への配慮	心 施策	近隣に住む高齢者や障害のある人等が困っているときには、思いやりを持ち地域全体で見守り、非常時には地域住民が協力して避難誘導できるような環境づくりに努めます。	【社会福祉課】民生委員・児童委員が地域住民の把握に努め、地域全体で見守りができるように支援していきます。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	福祉保健部
					担当部署からの協力依頼事項を委員へ伝えるとともに、関わり方等、委員からの相談等に対しても対応を行ったが、支援の方法に課題が残った。					
					A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
					障害者(児)の希望者に対し、障害福祉課窓口及び福祉センターにおいてヘルプカードを配布します。総合防災訓練のメイン会場でヘルプマークの周知と配布を行います。	障害者(児)の希望者に対し、障害福祉課窓口及び福祉センターにおいてヘルプカードを配布した。総合防災訓練のメイン会場でヘルプマークの周知と配布を行いました。				
【介護福祉課】高齢者見守りのポイントと通報先などを掲載した広報誌を作成します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続					
3	身体障害者補助犬同伴者への理解の促進	情報	「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の施行により、官公庁等の公共機関や公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等においては、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を拒んではならないことになっているため、市民及び民間事業者が同法の趣旨を理解し、身体障害者補助犬同伴者の社会参加促進に協力できるよう、広報等でPRしていきます。	広報・ホームページに掲載し周知を行います。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	障害福祉課

第3期福生市バリアフリー推進計画<31・32頁>

7 市民参加

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
4	市民の意見要望等の把握	情報	新たな施設を設置し、または既存施設のバリアフリーを図る場合は、障害者団体をはじめ、地域住民等の意見要望等を把握し、事業を実施します。	【社会福祉課】所管部署と連携し、地域住民等の意見要望等の把握に努めていきます。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	福祉保健部
					所管部署と調整を図ったが、地域住民からの意見要望等を把握できなかった。					
5	危険箇所の連絡の依頼	情報	市内の道路、公共施設等で、高齢者や障害のある人等の移動に際して、早急に改善が必要となる危険な箇所等がある場合は市に連絡してもらうよう、広報等で市民に協力を求めます。	ホームページ掲載が難しい場合は、市に連絡してもらえるような、仕組みづくりの検討を行います。	B(実施率50～90%)	継続	継続	継続	継続	道路下水道課
6	「商店街振興プラン」の推進	施策	民間事業者に協力を要請し、『福生市商店街振興プラン』の記載内容を促進して、市民や来街者が安心して買い物できるようバリアフリーの取組を進めます。	必要に応じ、民間事業者に協力を要請する。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	シティセールス推進課
					継続して要請を行った。					

第3期福生市バリアフリー推進計画<33~35頁>

8 組織の対応

○施設のバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	バリアフリー意識の徹底	施設	本計画書の配布、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の配布により、施設整備担当者、施設管理担当者をはじめ、すべての職員に対し、高齢者や障害のある人等への配慮、バリアフリー意識の徹底を図ります。	【議会事務局】議場傍聴席入口の階段利用に支障のある高齢者や障害のある方が訪れたときは、職員が出向き、議場階段昇降機利用の対応をするよう徹底していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課
					対応を要する傍聴者は0名であったが、常に対応できるよう準備を行った。					
				【社会福祉課】都発行「心のバリアフリー」及び「情報のバリアフリー」ガイドラインを新たに配付し、最新の区市町村の事例を通じて、意識の啓発を図ります。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【子ども育成課】バリアフリー推進計画などにより、職員に対してバリアフリー意識の徹底を図っていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【施設公園課】施設の新築、改修に際しては、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準拠するように設計に反映をしていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【選挙管理委員会事務局】選挙のお知らせを発行し、入院中の人、重度の障害がある人等が投票できる制度のPRとして不在者投票の案内を記載したほか、市のホームページから必要書類のプリントアウトができるようにした。また、代理・点字投票も明記していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	

第3期福生市バリアフリー推進計画<33~35頁>

8 組織の対応

○施設のバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
2	施設のバリアフリー整備状況の把握	施設	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	【社会福祉課】毎年度バリアフリー推進計画の進捗状況調査により、整備状況を把握していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課
				【子ども育成課】「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設(児童館)のバリアフリー整備状況を把握します。	A(実施率90%以上)	継続				
				【社会福祉課】東京都福祉のまちづくり条例に基づく、届出等の事務処理を適切に行い、バリアフリー、ユニバーサルデザインの整備について取り組んでいく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【子ども育成課】施設の新設、改修の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行う。	A(実施率90%以上)	継続				
3	設計業者等との協議	施設	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	【社会福祉課】東京都福祉のまちづくり条例に基づく、届出等の事務処理を適切に行い、バリアフリー、ユニバーサルデザインの整備について取り組んでいく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課
				【子ども育成課】施設の新設、改修の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行う。	A(実施率90%以上)	継続				
				【施設公園課】新扶桑会館整備工事(実施設計)等の施設の新築、改修等の際には、設計業者や施設管理者とバリアフリー整備の協議を実施していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【施設公園課】新扶桑会館整備工事(実施設計)等の施設の新築、改修等の際には、設計業者や施設管理者とバリアフリー整備の協議を実施していく。	A(実施率90%以上)	継続				

第3期福生市バリアフリー推進計画<33~35頁>

8 組織の対応

○情報のバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	わかりやすい 情報提供の配 慮	情報	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供する際には、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	【議会事務局】声の市議会だより作成委託を実施していく。市議会だよりの音訳をデジ方式のCD版にして、発行ごとに視覚障害者(1・2級)の方にお届けしていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課 (議会事務局) (秘書広報課) (総合窓口課) (収納課) (社会福祉課) (子ども育成課) (会計課) (教育総務課)
				発行ごとに12名の視覚障害者(1・2級)の方に配布した。						
				【秘書広報課】音声による広報「声の広報」(デジ方式CD)の充実	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【総合窓口課】広報その他、市の情報を提供する際には、わかりやすい文章等で内容を表現します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
				【収納課】市税催告文をわかりやすい文章で内容を表現し、字体の大きさについても配慮する。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	
						催告発送ごとに文言の見直しを行っているが、法律上の用語も多いため更なる改善を検討していく。				
【社会福祉課】各計画書(地域福祉計画、バリアフリー推進計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険事業計画)にSPコードを挿入し、視覚障害者への情報提供に配慮していく。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続					
		平成28年度は計画の策定事務がなく、既存の計画において、SPコードの対応を行っている旨周知した。								

第3期福生市バリアフリー推進計画<33~35頁>

8 組織の対応

○情報のバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	わかりやすい 情報提供の配 慮	情報	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供する際には、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	【子ども育成課】保育園入園のしおり、学童クラブ入所のしおり等を作成する際には、分かりやすい文章で内容を表現するよう努めていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課 (議会事務局) (秘書広報課) (総合窓口課) (社会福祉課) (子ども育成課) (会計課) (教育総務課)
				【会計課】会話が不自由な方でも支払の問合せ等を容易に行えるようにするため、想定される質問をあらかじめ記載した筆談用紙を会計課窓口付近に用意していく。	A(実施率90%以上)	継続				
				【教育総務課】福生の教育にSPコードを挿入し、視覚障害者への情報提供に配慮していく。	A(実施率90%以上)	継続				
2	災害情報のバ リアフリー化等 の推進	情報	災害時においては、文字表示機能を活用し、聴覚障害者への情報提供に配慮し、行政と関係機関、地域住民による協力体制の確立に努めていきます。	火災、大雨、台風などの災害発生時に防災行政無線屋外文字表示板及び聴覚障害者に貸与している文字表示板を活用して、情報提供を行っていきます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	安全安心ま ちづくり課
				福生の教育にSPコードを挿入し、年4回発行した。						
3	視覚障害者・ 聴覚障害者へ の情報サービ スの充実	情報	図書館における点字図書、録音資料や字幕付きDVDなど視聴覚障害者への情報サービスの充実を図ります。	大活字本の購入や、障害者用録音資料の購入を行っていきます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	図書館
				大活字本54冊 DAISY 10点 朗読CD 51枚 購入		継続				
4	ホームページ のバリアフリー 化等	情報	高齢者や障害のある人を含む多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、アクセシビリティに配慮していきます。	アクセシビリティの向上やインターネット社会への対応などを目的とし、ホームページのリニューアルを実施し、アクセシビリティにより配慮していく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	秘書広報課

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。

第3期福生市バリアフリー推進計画<33~35頁>

8 組織の対応

○情報のバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画 30年度	計画 31年度	計画 32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
5	福祉サービスガイドブックの作成	情報	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	【社会福祉課】現状の「福祉のてびき」の内容を整理し、より見やすく、より分かりやすいガイドブックとなるよう、調査・研究し、改定していきます。 【障害福祉課】障害者手帳を取得した方に、福祉サービスガイドブックを渡し、情報提供を行います。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	関係各課
					各課で作成している手引き等の掲載内容・方法を確認し、今後の改定に向けて取り組んだ。					
					A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	
					障害者手帳を取得した方に、福祉サービスガイドブックを渡し、情報提供を行いました。					
6	バリアフリーマップの作成	情報	全ての方が外出する際の参考となるよう、「バリアフリーマップ」の作成に取り組めます。	現在、市からの補助金により市民団体(バリアフリー2001)が「バリアフリーなおでかけマップinふっさ」を作成しているが、市としては作成していない。今後、作成方法を含め、わかりやすいマップ作成の研究を行っていく。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	社会福祉課
					他市の取り組み状況や、マップ作成事業者に提案を依頼するなど、調査・研究を行った。					
7	図書館資料の宅配	情報	身体障害等により福生市立図書館に來館することが困難な方について、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料(点字図書館、市外図書館借用資料含む)の郵送サービスも実施します。	宅配事業。宅配については月に一度、対象利用者を実施している。郵送サービスも適時行っていく。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	図書館
					利用者 10人(郵送利用者含) 宅配件数 80件					
8	対面音訳の実施	情報	視覚障害等により、墨字資料を読むことが困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施します。	対面音訳事業。平成27・28年度とも、ボランティアの協力を得て実施を予定し、バリアフリー体験上映会を行うなど事業の周知に努めていく。	B(実施率50~90%)	継続	継続	継続	継続	図書館
					準備を周知を行ったが、利用者の獲得には至らなかった。					

第3期福生市バリアフリー推進計画<33~35頁>

8 組織の対応

○施策面等におけるバリアフリー等

No	項目	区分	内容	計画(28年度)	評価(28年度)	計画(29年度)	計画30年度	計画31年度	計画32年度	所管課
					具体的な成果 または評価C、Dの理由	具体的な計画など (継続以外の場合)				
1	だれもが参加しやすい事業等の実施	施策	事業等の実施にあたっては、計画の段階から、だれもが参加しやすいよう、配慮に努めます。	【子ども育成課】指定管理者が実施している児童館事業について、だれもが参加しやすいよう、配慮していく。 【公民館】市民企画講座や講座の準備会などを通して、計画の段階から参画できる機会を設定します。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課 (子ども育成課) (公民館)
					B(実施率50~90%)	継続				
2	要配慮者(避難行動要支援者)への支援	施策	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	災害時要援護者の把握に努め、個人情報の更新、制度の周知、登録の推奨を行い、支援体制を整備して災害時に備えます。	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	安全安心まちづくり課
					H28登録者数:53名					
3	手話通訳、盲ろう者通訳研修等への職員派遣	施策	手話通訳や盲ろう者通訳の研修等へ職員が参加しやすい職場環境をつくり、研修への職員派遣に配慮していきます。	手話通訳や盲ろう者通訳の研修とあわせて、高齢者や障害者の疑似体験等を通じて、当事者意識の醸成を図られるよう、研修への受講を配慮していきます。	B(実施率50~90%)	修正等検討	継続	継続	継続	職員課
					手話通訳等の研修派遣については未実施であったが、社会福祉協議会の協力により「高齢者疑似体験研修」を実施した。					
4	障害のある人の支援	施策	ア 使用料の減免、入場料の軽減 障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。 イ 障害者団体等への支援 障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	イ 障害者団体等への支援 【障害福祉課】障害者団体に活動促進のための補助金を交付するとともに、宿泊訓練、レクリエーション、行事等の活動を支援します。 各種団体補助金:238,000円 庁用バスの提供、職員の派遣等による支援	A(実施率90%以上)	継続	継続	継続	継続	関係各課 (障害福祉課)
					障害者団体に活動促進のための補助金を交付するとともに、宿泊訓練、レクリエーション、行事等の活動を支援しました。 各種団体補助金:238,000円 庁用バスの提供、職員の派遣等による支援					

※事業費、予算額等に人件費、事務費は含まず。